

南房総市空家除去費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

南房総市長 石 井 裕

南房総市告示第63号

南房総市空家除去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、将来的に周辺に影響を及ぼす恐れのある空家について、所有者等による適正な管理を推進するため、市内に存する空家の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 居住その他の使用がなされていない状態が1年以上経過した建物をいう。
- (2) 所有者等 所有者、相続人、財産管理人その他当該空家を管理すべき者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家の所有者等（相続人が複数のときは、相続人全員から除去の同意を得た者）
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 空家の除去に要する費用について、この告示の規定による補助金を過去に受け取ったことがない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

- (1) 土地の所有者等から空家の除去についての同意を得られないとき。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (3) 次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りなが

ら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(補助対象の空家)

第4条 この補助金の交付対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空家とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 個人が所有する戸建ての空家であること。

(2) 併用住宅にあつては、延床面積の2分の1以上が住宅部分であること。

(3) 抵当権等が設定されていないこと。

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定に基づく勧告又は同条第3項の規定に基づく命令の措置を受けていない建物であること。

(5) 所有者が死亡している空家にあつては、当該者が死亡した日から5年以内であること。

(6) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること。

(7) 空家が不動産登記されていること。

(8) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 補助対象空家を除去する工事であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく解体工事業の許可又は建設リサイクル法（平成12年法律第104号）に基づく登録を受けた者で、法人にあつては本店を、個人にあつては主たる事業所を市内に有するものが施工する工事であること。

(3) 補助対象工事に要する費用が500,000円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の工事であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の5分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事の着手前に、南房総市空家除去費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助対象空家の所有者等であることを証する書面（登記事項証明書、相続関係説明図、戸除籍謄本等）

(3) 補助対象空家が共有の場合、空家除去費補助金交付申請同意書（別記第2号様式）

(4) 補助対象空家の位置図

(5) 補助対象空家の配置図

(6) 補助対象空家の建物平面図

(7) 補助対象空家の現況写真

(8) 除去工事の見積書、積算書等

(9) 市税の完納証明書

(10) 居住その他の使用がなされなくなってから1年以上経過していることを証明する書類（電気、ガス、水道等の使用停止日が記載されたものの写し等）

(11) 誓約書（別記第3号様式）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、空家等除去費補助金交付・不交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げは、補助金交付申請取下げ届（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更等)

第10条 第8条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた申請内容に変更が生じたときは、すみやかに空家除去費補助金交付

変更申請書（別記第6号様式）に変更内容が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微と認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空家除去費補助金交付変更決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに空家除去費補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事に要した費用に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 補助対象工事完了後の現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、空家除去費補助金額確定通知書（別記第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、空家除去費補助金請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、空家除去費補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号様式）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による申請の取下げがあったとき。
- (4) 第11条に規定する期日までに空家除去費補助金実績報告書が提出されなかったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、空家除去費補助金返還通知書（別記第12号様式）によりその返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別紙1

補助金交付申請添付書類チェックシート

チェック欄	添付書類一覧
<input type="checkbox"/>	1 事業計画書（別紙2）
<input type="checkbox"/>	2 当該空家の所有者等であることを証する書面 登記事項証明書、相続関係説明図、戸除籍謄本等を提出してください。
<input type="checkbox"/>	3 補助金交付申請同意書（第2号様式） 申請者が当該空家の所有権を単独で有する場合は不要です。 共有又は未相続の場合、共有者又は相続人全員の同意が必要です。
<input type="checkbox"/>	4 位置図 住宅地図等に申請地を記載してください。
<input type="checkbox"/>	5 配置図 敷地に対して建物がどの位置にあるか図示してください。 建物の外郭を示す簡易的なものでも結構です。
<input type="checkbox"/>	6 建物平面図 建物平面図を提出してください。
<input type="checkbox"/>	7 現況写真
<input type="checkbox"/>	8 除去工事の見積書等 解体事業者等の除去工事に係る見積書、積算書等を提出してください。 様式は任意です。
<input type="checkbox"/>	9 市税の完納証明書
<input type="checkbox"/>	10 居住その他の使用がなされなくなってから1年以上経過していることを証明する書類 電気、ガス、水道等の使用停止日が記されたものの写し又はこれらの請求書等により 使用量が通常の居住の実態がないことがわかるもの
<input type="checkbox"/>	11 誓約書（第3号様式）
<input type="checkbox"/>	12 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

空家除去費補助金交付申請同意書

年 月 日

南房総市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり、申請者が南房総市空家除去費補助金の交付を受け、補助事業を実施することについて、所有者等が同意していることを証明します。

記

1 補助事業 以下の空家を除去する工事

2 事業の実施場所 南房総市
(空家の所在地)

3 所有者等同意

住 所	氏 名	印

第3号様式（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

南房総市長 様

申請者 住所
氏名

私は、南房総市空家除去費補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 補助対象空家に係る紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、南房総市に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 補助対象空家の除去工事に係る法令を遵守すること。
- 3 補助対象空家の存した敷地を補助対象工事の完了後も所有する場合は、管理不全とならないよう自己の責任において適正に管理すること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定されている暴力団又は暴力団員ではないこと。また、それらと関係を有する者でないこと。

第4号様式（第8条関係）

空家除去費補助金交付・不交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった空家除去費補助金について、下記のとおり決定したので、南房総市空家除去費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付 交付決定額 _____ 円

2 不交付
(理由)

第5号様式（第9条関係）

空家除去費補助金交付申請取下げ届

年 月 日

南房総市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

空家除去費補助金について、南房総市空家除去費補助金交付要綱第9条の規定により、
下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
(除去工事費 _____ 円)

- 2 事業の実施場所 南房総市
(空家の所在地)

- 3 取下げ理由

添付書類：要綱第8条に規定する空家除去費補助金交付決定通知書

第6号様式（第10条関係）

空家除去費補助金交付変更申請書

年 月 日

南房総市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった空家除去費補助金事業について下記のとおり変更したいので、南房総市空家除去費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更交付申請額 _____ 円
既交付決定額 _____ 円
差引増減額 _____ 円

第7号様式（第10条関係）

空家除去費補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長

印

年 月 日付で申請のあった空家除去費補助金変更交付申請書について、
下記のとおり決定したので、南房総市空家除去費補助金交付要綱第10条第2項の規定に
より通知します。

記

1 変更決定の内容

2 交付決定額 変更前 円

変更後 円

第8号様式（第11条関係）

空家除去費補助金実績報告書

年 月 日

南房総市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった空家除去費補助金について、補助対象工事が完了したので、南房総市空家除去費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 事業期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 除去工事の契約書又は請書の写し
 - (2) 除去工事に係る請求書及び領収書の写し
 - (3) 除去工事完了後の現況写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第12条関係）

空家除去費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった空家除去費補助金について、下記のとおり額を確定したので、南房総市空家除去費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額 _____ 円

第10号様式（第13条関係）

空家除去費補助金交付請求書

年 月 日

南房総市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付け 第 号により額の確定のあった空家除去費補助金について、南房総市空家除去費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額	金 円		
振込先	金融機関名	(金融機関名)	(本店・支店名)
	口座番号	当座・普通	
	口座名義人	フリガナ	
		氏名	
備考			

第11号様式（第14条関係）

空家除去費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長 印

年 月 日付け 第 号により交付を決定した空家除去費補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、南房総市空家除去費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 奨励金交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |

第12号様式（第15条関係）

空家除去費補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長



年 月 日付け 第 号をもって既に交付した空家除去費補助金について、南房総市空家除去費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既交付額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還理由